

障第474号
令和8年6月16日

指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者様
(岐阜市内の事業所を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定就労継続支援A型における経営状況調査表等の提出について(依頼)

指定就労継続支援A型については、「指定就労継続支援A型における指定基準の見直しに伴う取扱いについて(通知)」(平成29年6月9日付け障第421号)で通知しているとおり、生産活動実施等について県への報告が必要となっております。

つきましては、令和7年度の経営状況等について、下記のとおり、関係書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象事業者

令和7年10月1日までに指定を受けた事業所
(令和8年6月16日現在、休止または廃止している事業所を除く。)

2 提出書類

(1) 令和7年4月1日までに指定を受けた事業所

①経営状況調査表(別紙様式1) ※以下、「調査票」といいます。

ア) 対象事業所 全事業所(岐阜市内の事業所を除く)

イ) 対象年度 令和7年度(各事業所の直近の会計年度)

②就労継続支援事業に係る会計書類

ア) 対象事業所 全事業所(岐阜市内の事業所を除く)

イ) 対象年度 令和7年度(各事業所の直近の会計年度)

ウ) 対象書類 調査票の【添付書類】のうち、①から⑤

③経営改善計画書等

ア) 対象事業所

・ 調査票の【経営状況確認】で「基準を満たしていないため、経営改善計画書等を提出してください。」と表示された事業所(※)

※ 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第85号。以下「指定基準」という。)第167条第2項を満たしていない事業所

指定基準第 167 条第 2 項

指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

イ) 計画対象期間 令和 8 年度（直近の会計年度の翌会計年度）

ウ) 対象書類 調査票の【添付書類】のうち、⑥及び⑦

エ) 計画書のホームページでの公開

- ・ 経営改善計画書の提出が必要となった事業所については、当該計画書等を事業所のホームページにて公表するよう努めてください。

(2) 令和 7 年 5 月 1 日から 1 0 月 1 日の間に指定を受けた事業所

①経営状況調査表（別紙様式 1）

ア) 対象事業所 全事業所（岐阜市内の事業所を除く）

イ) 対象期間 各事業所の指定から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

②生産活動実績確認表（別紙様式 3）

ア) 対象事業所 全事業所（岐阜市内の事業所を除く）

イ) 対象期間 各事業所の指定から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※ 調査表の【経営状況確認】で「基準を満たしていないため、経営改善計画書等を提出してください。」と表示された場合でも、経営改善報告書等の提出は不要です。

2 様式・提出方法等

下記県ホームページから様式をダウンロードし、以下の方法により提出してください。

<様式>

岐阜県公式ホームページ

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/490408.html>

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等 > 指定事業者の皆さまへ R8 > 照会等 > 5. 指定就労継続支援 A 型における経営状況調査表等の提出について（依頼）（R8 年 6 月 16 日）

<提出方法>

下記オンライン回答フォームより、ご回答ください。

【回答フォーム】

URL: <https://logoform.jp/form/T8mB/1630849>

※ 岐阜市から指定を受けている事業所については、岐阜市障がい福祉課へ報告いただくこととなります。

<提出期限>

令和8年6月30日（火） 厳守

3 留意点等

- (1) 経営改善計画書を作成した事業所を対象として、計画始期から1年経過した後に、計画の実行状況と経営改善状況を確認します。なお、経営改善計画書提出事業所であるにもかかわらず、経営改善計画書が提出されない場合又は計画終期において指定基準第167条第2項を満たさず改善が見込まれない場合は、勧告又は命令の措置を講じ、指定の取消し又は停止を検討する場合があることをあらかじめ申し添えます。
- (2) 既に1回目の経営改善計画書を提出している事業所であって、本年度も経営改善計画書の提出対象となる事業所については、前回の経営改善計画書の実行状況、経営改善状況等から、今後の経営改善の見込みがあると認められる場合、さらに1年間の経営改善計画を作成することができます。
- (3) 経営改善計画書の作成及びその取扱い等については、本依頼冒頭の通知及び「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（障障発0329第7号 令和6年3月29日）をご確認ください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥田	担当	伊藤・赤堀
電 話	058-272-8302（直通）		
F A X	058-278-2643		
住 所	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		